

## 「外郭団体および公の施設見直し計画」の概要

### 外郭団体および公の施設の見直しについて

複雑、高度化する行政課題に適切に対応していくためには、住民に身近な基礎自治体である市町の役割がますます重要になるとともに、県や市町のほか、地域やNPO、民間事業者など多様な主体がそれぞれの特徴を活かして公共サービスを担う「新しい公共」の観点に立って改革を進めていく必要があります。

また、県を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、限られた財源の中で様々な課題に適切に対応できるよう、改めて施策全般にわたる一步踏み込んだ改革が求められており、外郭団体や公の施設についても改めてその必要性や効果性、効率性等について検討し、見直しを行っていく必要があります。

このため、県では、平成21年8月21日に滋賀県行政経営改革委員会から提出された「外郭団体および公の施設の見直しに関する提言」の内容を踏まえるとともに、提言の提出以降、県民の皆さんから寄せられた意見なども勘案し、団体や施設の具体的な見直し方針等示す「外郭団体および公の施設見直し計画」を平成21年12月に策定しました。

今後、社会情勢の変化や県としての施策の重点化などの状況も踏まえ、県民の皆さんの理解を得ながら、この計画に沿った取組を着実かつ機動的に進めていきます。

### 外郭団体見直し計画の概要

#### 1 見直し対象団体

県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ出資割合が最も高い法人（独立行政法人を除く。）を対象としています。

#### 2 計画期間

平成26年度までを計画期間とします。

#### 3 個別団体についての見直しの方向

##### (1) 廃止

団体が設立された当時から、社会情勢や団体の業務を取り巻く環境が大きく変化し、県民ニーズの低下や、より効果的な実施手法への転換が必要となっていることなどにより、団体で業務を行う意義が低下しているものについて、廃止の方向で見直していきます。

<該当団体>

(財)びわこ空港周辺整備基金、(財)滋賀県下水道公社、(財)糸賀一雄記念財団、  
滋賀県住宅供給公社

##### (2) 統合

業務を同種の業務分野の団体において実施することにより、さらに効果的な事業展開が期待されるものについて、統合の方向で見直していきます。

<該当団体>

(財)滋賀県障害者雇用支援センター

### (3) 縮小

社会情勢の変化とともに団体の業務に対するニーズが変化してきたものについて、より効果的かつ効率的な活動を行っていくため、業務等の縮小の方向で見直していきます。

<該当団体>

滋賀県土地開発公社、(財)滋賀県文化振興事業団、(財)滋賀県動物保護管理協会、  
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金、(財)滋賀県建設技術センター、(財)滋賀県体育協会

### (4) 自立性の拡大

公益法人制度改革への対応や団体自体の性格、財務構造等に応じ、県以外からの財源確保や民間ベースでの事業展開、自己資本による持続的な経営の確立などを進めていく必要があるものについて、団体の自立性を拡大する方向で見直していきます。

<該当団体>

(財)滋賀県消防協会、(財)淡海文化振興財団、(財)びわ湖ホール、(財)国際湖沼環境委員会、  
(社福)滋賀県社会福祉事業団、(財)滋賀県産業支援プラザ、(社)びわこビジターズビューロー、  
(財)滋賀県陶芸の森、(財)滋賀県国際協会、(財)滋賀県水産振興協会、  
(財)滋賀県暴力団追放推進センター

### (5) 経営改善

さらに効果的かつ効率的な経営を進めていくものについて、経営改善の方向で見直しを進めていきます。

<該当団体>

(財)滋賀県緑化推進会、滋賀県道路公社、(財)滋賀県文化財保護協会

### (6) 抜本的経営見直し

当初の事業計画から事業収益が大幅に悪化し、現時点で採算性についての見通しが立っていないものについて、早急に団体の経営を抜本的に見直す方向で取り組んでいきます。

<該当団体>

(財)滋賀県環境事業公社、(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社、(財)滋賀食肉公社、  
(株)滋賀食肉市場

## 4 外郭団体の経営改革の推進

引き続き存続する外郭団体については、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう、県は、出資者として、自主的・自立的経営の推進や経営見直しと目標を明らかにした経営計画の策定、経営評価の実施、情報公開の推進などに取り組んでいきます。

## 5 見直しを進めるに当たって

### 外郭団体採用職員の雇用問題への対応

設立や運営に県が相当の関与をしてきた団体については、団体の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組みます。

## 公の施設見直し計画の概要

---

### 1 見直し対象施設

「新しい行政改革の方針」で対象とした83施設のうち、既に廃止の施設や必置施設等を除く70施設を対象としています。

### 2 計画期間

平成26年度までを計画期間とします。

### 3 個別施設についての見直しの方向

#### (1) 廃止

提供するサービスについて県以外の国や市町、民間にも代替機能があり、県立施設としての必要性が低く、または、老朽化により施設機能の維持ができないものについて、廃止の方向で見直していきます。なお、可能なものについては移管や売却の方向も含めることとします。

##### <該当施設>

滋賀会館、県民交流センター、水環境科学館、きぬがさ荘、虎御前山教育キャンプ場、琵琶湖文化館

#### (2) 移管・売却

利用者が特定の地域や特定の団体に偏っており、県域全体または広域的な利用を想定した中核施設としての必要性が低いことから、あるいは、県以外が運営する方が施設機能を十分発揮できることから、民間や団体、市町への移管・売却の方向で見直していきます。

##### <該当施設>

きんせの森、朽木いきものふれあいの里センター、三島池ビジターセンター、日野溪園、安土荘・長浜荘・さつき荘・福良荘、醒井養鱒場、奥びわスポーツの森、荒神山少年自然の家、栗東体育館、柳が崎ヨットハーバー、伊吹運動場、比良山岳センター、アーチェリー場、ライフル射撃場

#### (3) 抜本的な見直し

施設の特長や、立地条件を生かし切れていないなど、現状のソフト機能では施設が十分に活用されていないものや、前計画（「公の施設の見直しについて」平成17年2月策定）」において見直しを行ったが、社会情勢の変化などにより、その成果や役割を改めて検証する必要があるものについて、施設のあり方について抜本的に見直します。

##### <該当施設>

男女共同参画センター、しが県民芸術創造館、長寿社会福祉センター、びわ湖こどもの国

#### (4) 運営改善

隣接した類似施設の一体的な活用が図られていなかったり、将来多額の管理経費や修繕費の発生が見込まれる、施設の機能が十分に発揮されていないものについては、施設の一体的な管理、コストの縮減、管理運営、収入増加等の方策について運営改善の方向で見直します。

##### <該当施設>

びわ湖ホール、文化産業交流会館、希望が丘文化公園・希望が丘野外活動センター・青少年宿泊研修所、近代美術館、琵琶湖博物館、流域下水道、近江富士花緑公園、福祉用具センター、むれやま荘、視覚障害者センター、障害者福祉センター、聴覚障害者センター、近江学園、信楽学園、草津SOHO ビジネスオフィス、テクノファクトリー、陶芸の森、農業大学校、公共港湾施設、びわこ地球市民の森、びわこ文化公園、湖岸緑地、春日山公園、尾花川公園、県営住宅、図書館、長浜ドーム、長浜ドーム宿泊研修館、県立体育館、武道館、スポーツ会館、アイスアリーナ、彦根総合運動場、琵琶湖漕艇場、安土城考古博物館

#### 4 公の施設の運営改善の推進

引き続き存続する公の施設については、施設機能を十分に発揮できるよう、利用率の向上、収入の確保、県民サービスの向上、管理運営の効率化、指定管理者制度の運用の改善などの取組を進めていきます。

#### 5 見直しを進めるに当たって

##### (1) 対話を重視した計画の推進

具体的な取組の中で、一定の時期を目的に施設のあり方や対応の方向等について方針を検討しているものについては、利用者や関係者のほか、一般の県民や学識経験者等も含め、幅広く対話を行いながら取り組んでいきます。

##### (2) 移管および廃止の対応

市町等への移管に当たっては、協議の上、それぞれの施設の状況に応じた条件整備を行うとともに、施設機能廃止後の建物等については、必要に応じて県民や学識経験者等の意見を聞いて検討するほか、処分すべき場合は、解体費用や土地の原状回復費用等を勘案しながら処分手続きを行います。